

2024年12月11日制定

「ICT スクールの会」会員規約

契約者（以下甲という）と株式会社日本ビーコム（以下乙という）は、乙の運営する「ICT スクールの会」の会員規約としては、以下の規約が適用されます。ただし、別に契約書類または特約の定めがある場合は、それに従うものとします。

（目的）

第1条 「ICT スクールの会」は、デジタル化が進み変化が激しい社会で次の時代の担い手である子供を育成することを目的とします。

（事業）

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- （1）テキスト、練習問題、指導書、制御機器などの教材の開発
- （2）教材の販売及び素材などの提供
- （3）会員相互の学習・啓蒙のための勉強会の開催
- （4）教材販売、素材提供、教室運営に関する情報提供などを行うための「ICTスクール支援サイト」（以下「支援サイト」という）の運営
- （5）前4号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第3条 本会の目的に賛同し、入会金及び年会費を支払った甲、及び甲が登録した本会の教材を使って運営する教室を本会の会員とします。
乙は会員になった教室を支援サイトに登録するものとします。

（入会金）

第4条 入会金は、甲（申込法人、或いは、屋号の代表者）の初期登録費用で、別途定める金額を甲が乙に支払うものとします。

（契約期間）

第5条 本会は、4月1日に始まり、翌年3月31日までを契約期間とします。
ただし、期間満了前の3か月前までに、甲または乙の書面による契約終了の申入れがないときは、本契約は自動的に1年延長するものとし、以降も同様とします。

(年会費)

第 6 条 甲は、次年度が始まるまでに、登録した教室毎に、別途定める年会費を支払うものとしします。
また、支払われた年会費は、特別な事由が無い限り返還しないものとしします。

(ICT スクール教材の購入)

第 7 条 会員は、支援サイトで、ICT スクールで使用する教材を購入することができます。

(ICT 支援サイトの使用)

第 8 条 会員は、支援サイトで情報の入手、及び情報の提供ができます。

(勉強会への参加)

第 9 条 会員は、乙の開催する勉強会に参加することができます。

(教材や情報の使用条件)

第 10 条 会員は、乙から購入した教材や情報について次の行いを禁止します。

- (1) テキストを複製して使用すること。
- (2) 甲の受講生以外に販売すること。
- (3) 有償、無償を問わず、甲の関係者および受講生以外に、乙が提供する教材を使用させること。
- (4) 乙が提供する教材データ、会員情報を、有償、無償を問わず、契約期間中、脱会後に関わらず、甲みずからの利用以外に第三者に提供すること。
- (5) 無断で複写して配布、販売する等の著作権に違反する行為。

(教材作成販売の禁止)

第 11 条 会員は、乙の書面による許諾を受けた場合を除き、ICT スクールで使用する教材を作成し販売することを禁止します。

(秘密漏洩禁止)

第 12 条 会員は、本契約期間中又は契約終了後において、本契約に基づき知り得た乙の教材及び運営や経営に関する一切の情報を第三者に漏洩することを禁止します。

(会員の権利の譲渡禁止)

第 13 条 甲は、本会の一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。ただし、乙の書面による承諾を得たときはこの限りではありません。

(規約の解除)

第 14 条 甲に、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、乙は、催告、通知なく本契約を解除することができるものとします。

- (1) 甲が支払停止、または不渡手形を発生させたとき。
- (2) 甲が破産、民事再生法、会社更生、整理等の申立をなし、または受けたとき。
- (3) 故意または重大な過失により、乙に対して損害を与えたとき。
- (4) 本規約上の各条項に違反したとき。
- (5) その他前号に準ずる事由が発生したとき。

(脱会後の取り扱い)

第 15 条 会員は、本会を脱会した後は、乙が提供する教材データ、他の会員の情報等を利用することはできません。

(合意管轄)

第 16 条 本規約並びに本規約に基づき締結される諸契約(細則を含む。)に関する訴訟については、乙の本社所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(規定外事項)

第 17 条 この規約に定めのない事項並びに本規約実施に関する細則については、甲と乙との間で協議の上定めるものとします。

以上